

## I. イギリス Modern Slavery Act 2015, section 54

- [条文](#)
  - 日本語での解説
    - ◇ [労働政策研究・研修機構](#)
    - ◇ [Sustainable Japan](#)
    - ◇ [Business Lawyers](#)
    - ◇ [JETRO](#)
    - ◇ 日本政府[ガイドライン](#)の付属文書「海外法制の概要」
- [目的](#)（‘An act to make provision about...’）
- サプライチェーンにおける透明性 [54 条](#)
  - 対象企業
    - ◇ 54 条(2) (b)の total turnover は現時点で年 3,600 万ポンド（[Regulations 2015 No. 1833](#), para. 2）
    - ◇ 54 条(12) ‘commercial organisation’ (a), (b)
  - 報告書作成
    - ◇ 内容
      - 自社が執った措置 54 条(4)
      - 具体例 54 条(5)
    - ◇ ‘slavery and human trafficking’とは 54 条(12)
      - 1 条(2) → [ヨーロッパ人権条約](#) 4 条
      - 54 条(12) ‘slavery and human trafficking’の(b)にも注目
  - 報告書公表 54 条(7), (8)
  - 公表しない場合の制裁 54 条(11) injunction に従わなければ contempt of court  
→ただしまだ injunction の実例なし
- このような制度が導入された背景
  - ビジネス側は導入に積極的
    - ◇ [貴族院委員会法案報告書](#) paras. 171-172. “to level the playing field”
    - ◇ より強力な規制を避けるため？  
Genevieve LeBaron and Andreas Rühmkorf, [“The domestic politics of corporate accountability legislation”](#), *Socio-Economic Review*, vol. 17 (2019), p. 709, p. 715, p. 734.
  - 政府 国連指導原則の履行の一環との認識
    - ◇ [政府発行のガイドブック](#)（現代奴隷法 54 条(9)に基づく） Annex D

- 評価 報告書の実例を見て考えてみよう
  - 2021 年より[政府サイト](#)にも掲載
  - 報告書の例
    - ◇ [Mitsubishi Corporation](#)
    - ◇ [Honda Motor Europe](#)
    - ◇ [Everton Football Club](#)
    - ◇ [AstraZeneca](#)
    - ◇ [Google](#)
- 政府による改正案
  - [Transparency in supply chains consultation: Government response](#) (2020)
    - ◇ 報告書の内容 例示にとどまっているもの (54 条(5)) を義務化 (p. 9)
    - ◇ 直接的な民事罰導入の是非の検討 (p. 14)
- 議員立法による改正案 [HL Bill 32](#), Session 2021-22
  - 不十分な報告書を公表する企業に警告 1(2)(a)
    - ◇ 警告を受けた後改善の見られない企業と取引をすると犯罪 1(3) 54ZB (1)
  - 虚偽記載は犯罪 1(3) 54ZA (1)

## II. フランス Loi n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères (親会社の注意義務に関する 2017 年 3 月 27 日の法律 2017-399 号)

- 制定経緯
  - 立法提案書 ([Proposition de loi N° 2578, le 11 février 2015](#), Assemblée nationale)
    - ◇ きっかけ 2013 年 4 月 24 日 Rana Plaza 事故 (p. 4)
      - [Fashionsnap.com 記事](#)
    - ◇ 国連指導原則、OECD 行動指針の考慮 (p. 5)
- 条文 (同法により新設された商法典 [L255-102-4 条](#)および [L255-102-5 条](#))
  - [英訳](#) (リンク先の Annex II (PDF 80 枚目))
  - 日本語での解説
    - ◇ 日本政府ガイドライン附属文書 (上記)
    - ◇ JETRO『[「サプライチェーンと人権」に関する政策と企業への適用・対応事例 \(改訂第八版\)](#)』

## ● L255-102-4 条

- 対象 フランス領内で 5000 人以上雇用、あるいは内外を問わず 1 万人以上雇用する企業 (I. 第 1 段)
- 義務内容 注意義務計画 (un plan de vigilance) の策定 (I. 第 2 段)
- 注意義務計画の内容
  - ◇ 人権・健康・安全・環境へのリスクと防止手段の特定 (I. 第 3 段)
  - ◇ 子会社・下請け会社・取引先会社におけるリスクも対象 (I. 第 3 段)
  - ◇ 具体的内容 (I. 第 4 段 1 から 5)
- ステイクホルダー (parties prenantes de la société) と協力して策定 (I. 第 4 段)
- 策定が遅延する場合間接強制あり (II. 第 1 段)

## ● L255-102-5 条

- L255-102-4 条に違反する者は不法行為責任 (民法典 1240 条・1241 条) を負う (第 1 段)
- 訴えの利益を証明する者が訴える資格を有する (第 2 段)
  - ◇ 対 Total 訴訟 [パリ司法裁判所 2023 年 2 月 28 日判決](#)
    - 原告 NGO (複数)
    - 請求内容 以下を *procédure de référé* (略式暫定手続)<sup>1</sup>で請求
      - ◆ 特定の内容を含む注意義務計画の策定
      - ◆ 特定のプロジェクトの一時停止
    - 判決 請求の受理可能性否定
      - ◆ 催告なしに請求がなされている (L255-102-5 条 2 段)
        - ◇ 注意義務計画は利害関係者との対話により作成されるべきとされている。
        - ◇ この対話は、視点の複数制を確保するために必須。
        - ◇ 催告は、対話を促進することを目的とする。
        - ◇ したがって催告は具体的でなければならない。
      - ◆ 請求内容は慎重な検討を要するものであり、略式暫定手続裁判官の権限を越える。

## III. EU 指令

- EU の「指令 (directive)」 EU の派生法
  - 「指令」の特徴 各条にみえる ‘Member States shall ensure...’
  - 詳しくは「EU 法」で

<sup>1</sup> ロイク・カディエ [「フランス民事司法制度・民事訴訟法制度概論」](#) 立命館法学 2012 年 3 号 757 頁、783-784 頁。

- 背景 法案説明書 (Explanatory Memorandum) [COM\(2022\) 71 final](#) の1頁以下
  - 非拘束的手法の問題
    - ◇ 法的明確性の欠如
    - ◇ 事態改善なし
  - ヨーロッパ各国による立法の進展 ‘a level playing field’
- 条文 [指令 2024/1760](#)
  - 前文パラ 5-6 国際的潮流の考慮 国連指導原則・OECD 行動指針・ILO
  - 前文パラ 31 a level playing field
  - 1条1項 対象事項
  - 2条 対象企業 特に2項に注目
  - 3条 定義 特に以下に注目
    - ◇ (b) ‘adverse environmental impact’
    - ◇ (c) ‘adverse human rights impact’
      - (b), (c)で言及されている Annex は本文書の末尾にあり
    - ◇ (f) ‘business partner’
    - ◇ (g) ‘chain of activities’
    - ◇ (n) ‘stakeholders’
    - ◇ (p) ‘business relationship’
  - 5条 Due diligence (注意義務)
  - 8条 発生し得る悪影響の特定
  - 10条 防止
  - 11条 発生した場合の解消
  - 12条 救済
  - 14条 不服申立手続
  - 24条 監督機関の指定
  - 25条 監督機関の権限
  - 27条 制裁 (行政罰)
  - 28条 監督機関ネットワーク
  - 29条 民事責任
    - ◇ (e)の意味は？
  - 37条 実施期限

以上